

総社市告示第27号

総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ユニバーサルデザインタクシーの普及を図り、誰もが気軽に移動することができる交通利用環境の整備を促進するため、ユニバーサルデザインタクシーを導入するタクシー事業者に対し、予算の範囲内において、ユニバーサルデザインタクシー導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき、国土交通大臣の認定を受けたタクシーをいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を営業者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本社又は営業所（以下「本社等」という。）を市内に有しており、市内を営業区域とするタクシー事業者であること。
- (2) 総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条に規定する暴力団員等に該当しない者であること。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ユニバーサルデザインタクシーを導入しようとする年度の前年度の末日における市内の本社等が所有するタクシーの総車両台数に100分の25を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）から、当該市内の本社等が現に所有しているユニバーサルデザインタクシーの車両台数を減じて得た台数の範囲内において、令和5年度から令和7年度までの間にユニバーサルデザインタクシーを導入する事業とする。

(補助対象車両)

第5条 補助金の交付対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、補助金の交付決定を受けた年度内に新規登録（登録を抹消した車両の再登録を除く。）されるユニバーサルデザインタクシーであって、自動車検査証の使用の本拠の位置が市内である車両とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助事業における補助対象車両の導入に要した経費（仕入税額控除を行う場合における仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の額とし、1台当たり5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、補助事業を実施しようとする年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、当該申請者に対し、その旨の通知を行うものとする。

(補助事業の変更又は中止の申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、適当と認めるときは、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象車両の登録日から起算して20日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金確定通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（取得財産処分の制限）

第13条 交付決定者は、補助事業により取得した車両について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 交付決定者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する額を返還させるものとする。ただし、天災、事故による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で車両を処分する場合を除く。

4 前項の規定により補助金の返還を行った交付決定者は、新たに導入するユニバーサルデザインタクシーに対する補助金交付申請はできないものとする。

（帳簿の保存）

第14条 交付決定者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を備え、当該補助事業の年度の翌年度から5年間保存するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付申請書

総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付申請額	円			
補助対象経費	円			
補助対象車両	メーカー及び車種			
	型 式		台 数	台
添 付 書 類	導入予定の車両本体の見積書の写し			

【誓約事項】

- 1 取得した車両を適正に使用し、補助金の受領日から5年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することはしません。
- 2 暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

様式第2号（第8条関係）

総社市指令 第 号
年 月 日

様

総社市長



総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

交付決定額

円

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金変更交付申請書

年 月 日付け総社市指令 第 号で交付決定のあった標記補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱第9条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 変更の内容

3 補助金の額

変更交付申請額	_____	円
交付決定済額	_____	円
増減額	_____	円

4 添付書類

変更増減額を確認できる見積書の写し等

様式第4号（第9条関係）

総社市指令 第 号
年 月 日

様

総社市長



総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金変更交付申請については、次のとおり交付決定しましたので、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

変更交付決定額

円

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助事業実績報告書

年 月 日付け総社市指令 第 号で（変更）交付決定のあった標記補助事業の実績について、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱第10条の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

添付書類

- （1）補助対象経費の領収書の写し
- （2）補助対象車両の自動車検査証の写し
- （3）補助対象車両の写真（全体、ナンバープレート）

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

総社市長

印

総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金について次のとおり額を確定したので、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

記

補助金確定額

円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金請求書

年 月 日付け総社市指令 第 号で額の確定通知があった標記補助金について、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店等名	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

財産処分承認申請書

年度総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金を受けて取得した財産を、次のとおり処分したいので、総社市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱第13条の規定に基づき申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
 - (1) 車種
 - (2) 登録番号
 - (3) 台数
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項